

令和5年12月13日

こども未来部保育計画課

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年6月16日法律第58号）に対応して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正された。これにより、項ずれが生じたため必要な改正を行うとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 第15条の「同条第11項」を「同条第10項」に改める。
- (2) その他規定を整備する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

2～4ページのとおり。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第<u>11</u>項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第35条 (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第<u>10</u>項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第35条 (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例</p>

も（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条～第53条（略）

育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条～第53条（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。